

令和2年9月17日

商工会員(飲食業)の皆さまへ

鎌ヶ谷市商工会  
会長 井手 勝則  
(公 印 省 略)

## Go To Eat (イート) 事業に係る登録飲食店の募集開始について

新秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度 Go To Eat 事業に係る登録飲食店の募集が開始されました。

Go To Eat キャンペーンとは、登録飲食店で使えるプレミアム付食事券の発行等を行い、感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援する事業です。

登録をご希望の方は、下記内容をご確認いただき、申請をお願いいたします。

また、ご不明点等ございましたら、Go To Eat 事業コールセンターもしくは、商工会までお問い合わせください。

※本案内は飲食業の方々にお送りしております。ご自身の事業が対象となるかご確認の上、お申し込みください。

### 記

#### 【キャンペーン概要】

#### ①登録飲食店で使えるプレミアム付食事券(購入額の25%分を上乗せ)の発行

- ・地域の飲食店で使える食事券(例:1セット1万2,500円を1万円で購入)を発行  
(販売窓口は現時点では未決定)
- ・購入制限:1回の購入当たり2万円分(上記の例では2セット/人まで)
- ・おつりは出ない
- ・販売は2021年1月末まで、有効期限は3月末まで

#### ②オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をしたお客様に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントを付与

- ・付与されるポイント: 昼食時間帯は500円分 / 夕食時間帯(15:00~)は1,000円分のポイントを付与
- ・ポイント付与の上限: 1回の予約あたり10人分(最大10,000円分のポイント)
- ・ポイント付与の期間: 2021年1月末まで
- ・ポイントの利用期限: 2021年3月末まで

## 【登録申請期間】

令和2年9月15日（火）より随時受付開始

## 【申請方法】

オンライン申請とFAXでの申請のどちらかをお選びいただけます。

(1) オンラインによる登録の場合、下記サイトから申請。

<登録申請サイトURL> <http://www.chiba-gte.jp/>

(2) FAXによる登録の場合、別添2登録FAX用紙を下記番号へ送信。

※サイト内から申請書類のダウンロードも可能です。また、商工会にも申請書類をご用意しております。

<FAX> 03-5348-2704

(Go To Eat キャンペーン東武トップツアーズ東京本社事務局)

## 【参加条件】

参加飲食店は「外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、その取組内容を掲示していただきます。

(ガイドラインは、サイト内からご確認ください)

※風俗営業法第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は対象外となります。

## ◎オンライン飲食予約事業者へ登録希望の方

オンライン飲食予約サイト経由で予約・来店をしたお客様にポイントを付与するためには、対象となるオンライン予約サイト(食べログ、ぐるなび等)への登録が別途必要となります。

オンライン飲食予約サイトへの店舗情報のご登録には送客手数料等が発生いたします。

対象となるオンライン飲食予約サイトの詳細は、下記URLからご確認ください。

[https://gotoeat.maff.go.jp/business\\_person/](https://gotoeat.maff.go.jp/business_person/)

## ◎Go To トラベル事業の地域共通クーポン取扱い店舗に登録希望の方

Go To トラベル事業地域共通クーポン取扱い店舗に登録する場合、こちらのGo To Eat キャンペーンへの登録も併せて行う必要があります。

※地域共通クーポン取扱い店舗には登録せず、Go To Eat キャンペーンのみに登録することも可能です。

## 【お問い合わせ先】

Go To Eat 事業者向け コールセンター

電話：0570-052-080 (受付時間：平日10時～19時予定)